

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 滞納処分差押登記等抹消登記手続請求事件
国側当事者・国
令和2年2月28日棄却・確定

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	岡本 敬一郎
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	本村 行広 須波 敏之 神山 典子 小林 厚夫 米窪 康幸 島村 清一郎 八野 沙絵

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)について東京法務局平成30年6月18日受付第●●●●号原告持分差押登記(以下「本件差押登記」という。)の抹消登記手続をせよ。

第2 事案の概要

本件は、本件建物の3分の1の共有持分を有している原告が、京橋税務署長が平成30年6月13日に原告に対してした当該共有持分についての差押え(以下「本件差押処分」という。)は、重大かつ明白な違法があるため無効であるとして、所有権に基づき、被告に対し、本件差押処分を原因としてされた本件差押登記の抹消登記手続を求める事案であり、行政事件訴訟法45条1項に規定する処分の効力等を争点とする訴訟(いわゆる争点訴訟)である。

1 前提事実(掲記の証拠等により認められるか又は当事者の間に争いがない事実)

- (1) 原告は、平成8年1月に有限会社A(以下「A」という。)を設立し、その代表取締役役に就任した。(当事者の間に争いがない)
- (2) 本件建物は、かつて原告の母が所有していたが、同人は、平成24年11月●日に死亡し、相続(以下「本件相続」という。)が開始した。本件相続に係る相続人である原告並びに原告の姉及び妹(以下、総称して「原告ら姉妹」という。)は、本件相続により、それぞれ本

件建物の3分の1の共有持分を有するに至った。(甲1、3、弁論の全趣旨)

(3) ア 京橋税務署長は、平成30年6月13日、原告に対し、別紙滞納税金目録(なお、同目録は、本件差押処分の差押調書(乙10)の滞納税金目録であり、以下、当該目録を指して「滞納税金目録」という。)記載の各消費税、地方消費税、無申告加算税及び延滞税(以下、総称して「本件滞納国税等」という。)の滞納処分として、本件差押処分をした。(甲4、乙1の1~9、乙10)

イ 平成30年6月18日、本件建物につき、本件相続を原因として共有者を原告ら姉妹(いずれも持分3分の1)とする旨の所有権移転登記がされた(財務省を代位者として原告ら姉妹に代位することによりされた。)上で、本件差押処分を原因として本件差押登記がされた。(甲1)

2 争点

本件差押処分が無効であるか否か(本件差押処分当時、原告が本件滞納国税等に係る納税義務を負っていたか否か)

3 争点に関する当事者の主張の要旨

(原告の主張)

以下に述べる事情によれば、原告は、本件差押処分当時、本件滞納国税等に係る納税義務を負っておらず、本件差押処分は、重大かつ明白な違法があるため無効である。

(1) 原告は、かつて個人事業主としてもんじゃ焼き店を営んでいたが、Aを設立した期末から、その収支を全てAのものとして納税申告していた。

したがって、本件滞納国税等のうち、平成8年度(平成8年1月1日から同年12月31日までをいう。以下、他の年についても同じ。)以降の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、本来、Aが申告すべき消費税等であったから、原告は、無申告加算税及び延滞税も含め、本件滞納国税等に係る納税義務を負っていない。原告に対しこれらを課した行政庁の処分は、違法かつ無効である。

なお、原告は、平成7年度分の消費税等については、Aではなく、原告個人が納付すべきものとの錯誤に基づき、当該消費税等の申告をした。

(2) 滞納税金目録を見ると、平成9年4月1日から同年6月30日まで(以下「平成9年度第2四半期」といい、同様の要領で、平成8年1月1日から同年3月31日までを「平成8年度第1四半期」、平成10年10月1日から同年12月31日までを「平成10年度第4四半期」などという。)の分の消費税等について、本税が0円と記載されており、Aの消費税等として申告され、納税されたものと推定される。

(3) Aの平成11年12月1日から平成12年11月30日までの事業年度(以下「平成12年11月事業年度」という。)分の法人税の確定申告書に添付された平成12年11月事業年度の決算報告書の貸借対照表(甲6の1・12丁)には、未払消費税等が235万0076円と記載されており、平成12年11月事業年度分(73万7700円)だけではない未払消費税等が累積している(161万2376円。以下「本件累積額」という。)

滞納税金目録を見ると、平成10年度第4四半期分の消費税等は納付済みであるように考えられ、平成10年度第1四半期ないし平成10年度第3四半期分の消費税等に滞納があるとされていることからすれば、平成10年12月1日から平成11年11月30日までの事業年度(以下「平成11年11月事業年度」という。)はAが消費税等の申告を行っ

ていることが推認できる。

そして、本件累積額は、その金額（161万2376円）に照らせば、平成11年11月事業年度分の消費税等の滞納額のみとは考えられないところ、本件累積額のうち、当該滞納額として想定される額（平成12年11月事業年度分の消費税等の滞納額73万7700円と同程度の75万円程度と考えられる。）を控除した残額（86万2376円）が本件滞納国税等の額（既に確定した額が73万1380円）とおおむね整合することからも、本件滞納国税等は、Aが、納付すべき消費税等として申告をしたものの、滞納した消費税等の一部であることがうかがわれる。

（被告の主張）

原告の主張は、要するに、①本件滞納国税等のうち原告の申告により確定したもの（平成7年度分、平成8年度第1四半期分及び平成8年度第2四半期分の各消費税、平成10年度第1四半期ないし第3四半期分の各消費税等）に係る申告が、錯誤に基づくものであり無効であること、及び②平成8年第1四半期分の消費税及び平成8年第2四半期分の消費税についての各期限後申告に関する無申告加算税に係る各賦課決定（以下「本件各賦課決定」という。）が違法かつ無効であることを主張するものと解される。

しかし、原告の主張はいずれも憶測にとどまっており、①納税申告に関する錯誤を主張することが許される判例上の要件である、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定めた方法（更正の請求）以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）や、②本件各課税処分が無効であることを基礎付けるその重大かつ明白な瑕疵が、いずれも立証されているとはいえない。

したがって、原告の上記主張はいずれも理由がない。

第3 当裁判所の判断

- 1 (1) 前提事実、証拠（甲4、乙1の1～9、乙2、9、10）及び弁論の全趣旨によれば、
①原告は、平成7年度分、平成8年度第1四半期分及び平成8年度第2四半期分の各消費税、並びに平成9年度第2四半期分及び平成10年度第1四半期ないし第3四半期分の各消費税等（以下、総称して「本件各消費税等」という。）について、それぞれ、消費税法又は地方税法の定める申告書を税務署長に提出することにより納税申告をしたこと（以下、総称して「本件各納税申告」という。）、②税務署長は、平成9年4月頃、原告に対し、本件各賦課決定をしたことが認められる。
- (2) 前記(1)の①について、原告は、Aを設立した期末から、その収支を全てAのものとして納税申告していた旨主張し、本件各消費税等について、原告個人として納税申告をしていないとの趣旨と解し得る主張をし、これに関連して、(ア)滞納税金目録を見ると、平成9年度第2四半期分の消費税等について、本税が0円と記載されていることから、Aの消費税等として申告され、納税されたものと推定される旨の主張及び(イ)Aの平成12年11月事業年度の貸借対照表に記載された未払消費税等の金額に依拠した主張（前記第2・3の（原告の主張）の（3）参照）をする。

しかし、本件においては、原告の主張する事実を基礎付けるに足りる的確な証拠は見当たらず、原告の主張は、推測の域を出ないものにすぎない。

仮に、この点をひとまずおくとしても、上記(ア)については、滞納税金目録上、平成

9年度第2四半期分の消費税等について確定額の延滞税（1100円）が原告に課せられている旨の記載があることからすれば、原告が指摘する記載（なお、該当部分には「0円」ではなく「-」（ハイフン）が記載されている。）は、平成9年度第2四半期分の消費税等について原告の納税義務が確定した後に納税がされたことを示すものと解されるから、原告の主張を採用することはできない。

上記（イ）については、Aの平成11年11月事業年度分の納付すべき消費税等の額も、それ以前の年度において納付すべき消費税等の額も不明であり、原告自身、平成12年11月事業年度以降にAが納付すべき消費税等の額が、事業年度ごとにまちまちであり、かつ、年度ごとに急激に減少していること（平成12年11月事業年度分が73万7700円、平成13年11月事業年度分が42万8000円、平成14年11月事業年度分が10万3800円）を認める趣旨の主張をしていることにも照らすと、本件の証拠関係の下においては、上記（イ）（前記第2・3の（原告の主張）の（3））における原告の指摘は、直ちに原告が本件各消費税等について原告個人として納税申告をしていない旨を推認させるものとは認め難く、前記（1）の認定を左右するものではない。

そして、原告が、上記の主張と同時に、本件各消費税等について、Aが支払うべき消費税等を錯誤により個人が支払うものと考え納税申告をした旨の主張もしている点にも照らすと、原告の主張を採用することはできない。

- 2 原告は、本件差押処分当時、本件滞納国税等に係る納税義務を負っていなかった旨主張し、その趣旨は判然としない部分があるものの、本件各納税申告に錯誤があった旨主張しているものとも解される。

申告納税制度を採用している消費税等（消費税法45条、地方消費税（譲渡割）につき地方税法附則9条の5参照）に係る確定申告書の記載内容の過誤の是正については、当該過誤に係る納税義務者の錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求（国税通則法23条。地方消費税（譲渡割）につき地方税法附則9条の4参照）以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、更正の請求によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないと解するのが相当である（前掲最高裁昭和39年判決参照）。

本件についてみると、原告は、前記1（2）にみたとおりに、Aの平成12年11月事業年度の貸借対照表に記載された未払消費税等の金額等に依拠した主張をする。しかし、これらの原告の主張は、いずれも、原告が、Aの消費税等として納税申告がされるべきものを、誤って原告の消費税等として納税申告した可能性を示すものにすぎず、仮に、当該錯誤を認めることができたとしても、そのみで、当該錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求以外にその是正を許さないならば、原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情を基礎付けるものとはいえない。

そして、本件全証拠によっても、上記の特段の事情を認めるに足りる事情等は見当たらない。

したがって、仮に、本件各納税申告に関し、原告に、上記主張するとおりの錯誤があったとしても、更正の請求によらないでそれを主張することは許されないというべきであるから、原告の主張を採用することはできない。

- 3 これまでに説示したものの他に原告が主張するところは、本件各賦課決定が違法かつ無効である旨のものも含め、いずれもこれまでの認定及び判断を左右するものではないか又は採

用することができない。

以上によれば、本件差押処分に違法があるとは認められず、本件差押処分が無効であるということはできない。

4 よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 福渡 裕貴

裁判官 獅子野 裕介

別紙 省略